

第八十一回 帝國議院 貴族院 農業保險法中改正法律案特別委員會議事速記録第四號

付託議案(追加)

○木炭需給調節特別會計法中改正法律案

昭和十八年二月十七日(水曜日)午後一時
三十七分開會

○委員長(伯爵黒木三次君) ソレデハ是ヨ

リ委員會ヲ開會致シマス

○男爵三須精一君 私ハ農業保險ノ掛金ニ

付キマシテチヨット御尋ねシタイト思ヒマス、昭和十四年ニ農業保險法が實施セラレテ以

來農家ノ保險料金ト云フモノハ負擔、掛金ト云フモノガ全國的ニナッテ居ルト思ヒマスガ、其ノ後掛金ガ引上ダレタト思ツテ居リ

マス、全國平均トシマシテ改正セラレナイ前ノ反二十圓ノ時ニドレ程ニナッテ居リマスカ、其ノ點ト今度改正セラレマシテ保險

スカ、先づ御尋ねシタイト思ヒマス

○政府委員(石井英之助君) 保險料ノ改訂ニナリマシタノハ、十四年ニ實施ニナリ

マシテカラ一昨年ノ暮、昭和十六年ノ暮ニ改訂ニナリマシタノガ第一回ノ改正デアリ、ソレダケガ改正ガアッタ譯デアリマス、其ノ場合ニハ全國平均致シマシテ大約七割見

當ノ保險料ノ増ト云フコトニ相成ッテ居ル

ノデアリマス、ソレガ詰リ現行ノ保險料ト云フ、コトニナッテ居リマス、是今度改正ヲ實行シマシテ後ドノ程度ノ増嵩ニナルカト

云フ點ニ付キマシテハ、先日モ御答ヲ申上

給金ヲ定メルト云フコトニナッテ居ル關係モ

付託議案(追加)

定ノ基礎デアル被害率ヲ出シマスル年間ヲ

延長致シマスルト云フヤウナ關係カラ、地

方的ノ問題トシテ具體的ニ之ヲ推定ヲスル

コトハ、程度問題ハ非常ニ困難デアリマス、此ノ度農業保險ガ併シ大局的ノ見透シ致シマシテハ、生產者負擔分ニ於テモ現行ヨリモ多少ノ増加ニナルト云フコトヲ前回ニモ申上ゲタノデアリマスガ、其ノ割合ハドノ程度ニナリマスカト云フコトハ只今具體的ニ見當ヲ申上ゲルコトガ、今申上ゲタヤウナ事情デ困難ナリマスガ、併シ相當ト申シマスカ、多少ノ增加ニナル、斯ウ云フ風ニ御考ヘ願ヒ

タイト思ヒマス

○男爵三須精一君 尚共濟制度ノ方ハ今度引上ダレラレテドノ位ノ掛金ニナルノデアリマスカ

○政府委員(石井英之助君) 水稻冷害ノ共濟掛金ノコトト考ヘマスガ、是ハ、水稻冷害ノナリマシタノハ、十四年ニ實施ニナリ

マシテカラ一昨年ノ暮、昭和十六年ノ暮ニ改訂ニナリマシタノガ第一回ノ改正デアリ、ソレダケガ改正ガアッタ譯デアリマス、其ノ場合ニハ全國平均致シマシテ大約七割見

當ノ保險料ノ増ト云フコトニ相成ッテ居ル

ノデアリマス、ソレガ詰リ現行ノ保險料ト云フ、コトニナッテ居リマス、是今度改正ヲ實行シマシテ後ドノ程度ノ増嵩ニナルカト

云フ點ニ付キマシテハ、先日モ御答ヲ申上

給金ヲ定メルト云フコトニナッテ居ル關係モ

付託議案(追加)

定ノ基礎デアル被害率ヲ出シマスル年間ヲ

延長致シマスルト云フヤウナ關係カラ、地

方的ノ問題トシテ具體的ニ之ヲ推定ヲスル

コトハ、程度問題ハ非常ニ困難デアリマス、此ノ度農業保險ガ

改正セラレマシテ、農業保險ノ方ハ相當引

上げラレマシタガ、共濟制度ノ方ト釣合ガドウモ取レテナイヤウニ思ハレマス、冷害ノ共濟金トシテ水稻二十五圓デアルニ拘ラズ、保険ノ方ハ水稻ガ四十五圓、是ハ同ジヤウニ四十五圓ニ冷害ノ共濟金ヲ引上ダ

ト云フコトハ色々ナ關係上出來ナイトシテモ、將來ヘ是非之ヲ同額ニスベキガ當然デヤナイカト思ヘレマスガ、ソレニ對シテノ御考ヲツ承リタイト思ヒマス

○政府委員(石井英之助君) 水稻冷害ノ共濟金二十五圓ト云フモント、ソレカラ保険ノ方ノ水稻ノ反當四十五圓トノ關係ノ御尋ネゴザイマスガ、水稻冷害ノ共濟事業ハ只今モ申上ゲマシタヤウニ、昨年カラ初メテ國ノ助成ノアル事業トシテ開始ヲセラレタノデアリマス、其ノ共濟金額ハ反當十円ト云フコトデ開始セラレテ居ルノデアリマス、水稻ノ保險ノ方ハ反當二十圓ト云フコトデ十四年來實施ヲ致シテ來テ居ルノデアリマス、性質カラ申シマスルト冷害ノ共濟事業ト云フモノハ、是ハ正式ニ保險事故ニ入レル譯ニハ行カナイ性質ノモノトシ、桑、此ノ三作物ニ限ラレ、又災害ニ於キマシテハ風水害、旱害竝ニ一般ノ凍害ト云フヤウニナッテ居リマスガ、陸稻ノ如キモノハ旱害ニ付テハ殊ニ弱イノデアリマスガ、サウ云フ陸稻ニ付テ將來保險ヲ御掛ニナル御見込ハアリマスカ、尙此ノ種類ニ付キマシテモ範圍ヲ擴大スル、御意思ガアルデアリマセウカ、其ノ邊ヲ伺ヒタイ

○政府委員(石井英之助君) 農業保險ノ對象タル事故ノ範圍ノ問題デゴザイマスガ、所謂第二種ノ共濟事業トシテ實行致シテ居話ノアリマシタ沿革ヲ考ヘ、現行ガルノデアリマス、サウ云フ制度上ノ性質ノ違ヒト云フ關係ガゴザイマスルト共ニ、此當二十圓デアル、其ノ共濟掛金ナリ保險料被

デアリマス、且陸稻ノ栽培地域ト云フモノハ御承知ノ通り相當局限セラレテ居ルノデアリマス、危険分散ト云フ技術的ノ關係カラ考ヘマシテモ、相當マダ研究ヲ要スル餘地ガアルノデアリマス、何ト申シマシテモ其ノ基礎タル被害統計ガ整備セラレテ居ラヌト云フコトガ技術的ノ第一ノ困難デゴザイマス、左様ナ事情ガアリマスルノデ、只今ノ所デハ陸稻ノ旱害ト云フモノノ保険事故ニスルコトハ出來ナイ状態ニアルノデアリマス、併シナガラ地方ニ依リマシテハ陸稻ノ旱害ト云フモノヲ第二種ノ共済事業トシテ實行ヲシテ居ル所ハゴザイマス、將來は等ニ付キマシテモ十分研究ヲ致シマシテ、農業保険ノ對象トナシ得ルウ云フ所迄整備セラレバ對象トナシ得ルカト云フヤウナ點ニ付テ十分研究ヲ致シタイト考ヘテ居リマス

○男爵三須精一君 此ノ度蠶絲統制會社ガ保険料ノ一部負擔金ヲ支出スルコトニナリマシタガ、其ノ金額ハドレ位ニ御見積リデオ政府委員(石井英之助君) 是ハ大見當ノ數字デゴザイマスルガ、私ノ方ノ推定デハ大凡百萬圓ガ蠶絲統制株式會社ノ負擔分ニナラウ、斯ウ云フ見當デアリマス

○男爵三須精一君 分リマシタ

○委員長(伯爵黒木三次君) 柴田君

○柴田兵一郎君 現行農業保険法ハ勿論外地ニハ施行サレテ居ラナイデセウガ、併シ朝鮮、臺灣、殊ニ朝鮮デハ色々ノ事情カラ考慮致シマシテ本制度ガ必要ノヤウニ思ハレマスガ、政府ハ將來朝鮮ニ實施爲サル御意思ハナイデセウカ、其ノ點ニ付テ承リマス

○柴田兵一郎君 マア結論ハ第一ト致シテ、御調查ダケモ速カニヤッテ戴キタイト希望スル者デアリマス、ソレダケ……

○三井清一郎君 衆議院デ質問應答ガアツ

○政府委員(石井英之助君) 先づ大約百萬圓ト考ヘテ居リマスル統制會社ノ負擔金ノ出テ參リマスル基礎ヲ申上ガタイト思ヒス、桑葉ノ保険ニ付キマシテハ、前回ニ申上ゲマシタ通り、反當保険金額ガ三十圓ニ致シマシテ、ソレニ應ズル各地方ノ保険料ガ出テ參リマス、ソレニ對シテ十四錢迄ノ

○政府委員(石井英之助君) 朝鮮ノ農業事務處ハ申ス迄モナク内地ノ事情トハ非常ニ異シテ居ル所ガゴザイマスルノデ、現在内地ニ付テ居ルノデアリマス、國庫ガ負擔ヲスルトテ實行シテ居リマスルヤウナ保険制度ヲ朝鮮ニ施行シ得ルカドウカ、又施行スルガ適當デアルカドウカト云フコトニ付テハ、餘程問題グラウト云フ風ニ私共ハ考ヘテ居ルノデアリマス、將來此ノ點ハ十分マダマス

○柴田兵一郎君 今日迄朝鮮ニ於テ農業保険ヲ實施スルノガ適當デアルカドウカト云出来ニ付テノ御調查ヲ御進メニナッテ居ラレルデセウガ、ドノ程度迄ノ御調查ガ御出來ニナッテ居リマスルカ、其ノ點伺ヒマス

○政府委員(石井英之助君) 只今農林省トシテ見當付ケテ居リマスル所ニ依リマスレバ、此ノ保険實施ニ必要ナル統計資料ノ整備ト云フヤウナコトハ、保険ヲ爲シ得ル程度ニハ到達シテ居ラヌヤウニ考ヘテ居リマス、其ノ外ノ點ニ付キマシテモ保険組合ノ設立デアルトカ其ノ他保険經理ノ事務ノ運用デアルトカ云フコトニ付テ、朝鮮ノ農村カト云フコトニ付テハ、前申上ゲタヤウニ餘程問題ガアルト云フ風ニ考ヘテ居リマス

○男爵稻田昌植君 事實ダケチヨット伺ッテ置キタイノデスガ、桑葉ノ保険ヲ、今迄ノ實情ヲチヨット御説明ヲ願ヒタイノデスガ、戴イタ表ノ中ニ數字ハ出テ居リマスガ、大ス、將來ノ問題トシテ考ヘルコトニ致シテ居ルノデアリマス

○男爵稻田昌植君 事實ダケチヨット伺ッテ置キタイノデスガ、桑葉ノ保険ヲ、今迄ノ實情ヲチヨット御説明ヲ願ヒタイノデスガ、戴イタ表ノ中ニ數字ハ出テ居リマスガ、大ス、將來ノ問題トシテ考ヘルコトニ致シテ居ルノデアリマス

○政府委員(石井英之助君) 先づ大約百萬圓ト考ヘテ居リマスル統制會社ノ負擔金ノ出テ參リマスル基礎ヲ申上ガタイト思ヒス、桑葉ノ保険ニ付キマシテハ、前回ニ申上ゲマシタ通り、反當保険金額ガ三十圓ニ致シマシテ、ソレニ應ズル各地方ノ保険料ガ出テ參リマス、ソレニ對シテ是ハ一般的ノ問題デアリマスガ、現在ハ純保険料ノ國庫負擔ト云フモノハナイガ、附加保険料ニ付テ國庫負擔ヲシテ居ルト云フノガ現行ノ制度デアリマスガ、農業保険法ノ第二條ニ依リマスル養蠶實行組合ノコトデアリマス、組合員トナック居ル養蠶實行組合ハ今ドノ位ゴザイマス

○政府委員(石井英之助君) 是ハ保険法實

施ノ當初ニ於キマシテハ、長野縣アタリニ
相當ゴザイマシタガ、現在デハ全クゴザイ

マセヌ、全部市町村農會ノ方ニ其ノ仕事ガ
移ツテ居ルノデアリマス

○委員長(伯爵黒木三次君) 他ニ別段御質

疑モゴザイマスマイカ、御質疑モアリマセ

ヌケレバ、本日ハ木炭ノ需給調節特別會計
法中改正法律案モ此ノ委員會ニ付託サレタ

次第ゴザイマシテ、マダ他ニ農業團體ト
水產團體ノ二團體ノ法案モ參リマス關係上、

本日ハ此ノ程度ニ致シテ、今迄ノ農業保險
法中改正法律案外二件、即チ食糧管理特別

會計法中改正法律案、ソレカラ農業保險ノ
保險料國庫負擔金等ノ交付及分擔等ニ關ス

ル法律案、此ノ三案ノ質疑ハ是デ一應打切ッ
テ置キタイト斯様ニ思ヒマスガ、御同意ヲ

願ヘマセウカ、御異議ゴザイマスマイカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(伯爵黒木三次君) ソレデハ左様

ニ致シマシテ、明日ハ午前十時ニ開會致シ
マシテ、木炭需給調節特別會計法中改正法
律案ノ、當局ヨリ提案理由ノ説明ヲ伺ヒタ
イトイヒマス、左様ニ進行致シタイト思ヒ
マス、ソレデハ之ヲ以テ散會致シマス

午後二時四分散會

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵黒木 三次君

副委員長 男爵稻田 昌植君

委員 侯爵池田 宣政君

公爵一條 實孝君

公爵山縣 有道君

子爵松平 保男君

子爵土岐 章君

子爵本多 入江

三井清一郎君

忠晃君

貫一君

男爵三須 精一君

男爵坊城 俊賢君

男爵西 西乙君

松本 學君

塩田 國平君

米原 章三君

山上 岩二君

柴田兵一郎君

石黒 忠篤君

政府委員

農林省農政局長 石井英之助君

昭和十八年二月十九日印刷

昭和十八年二月二十日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局